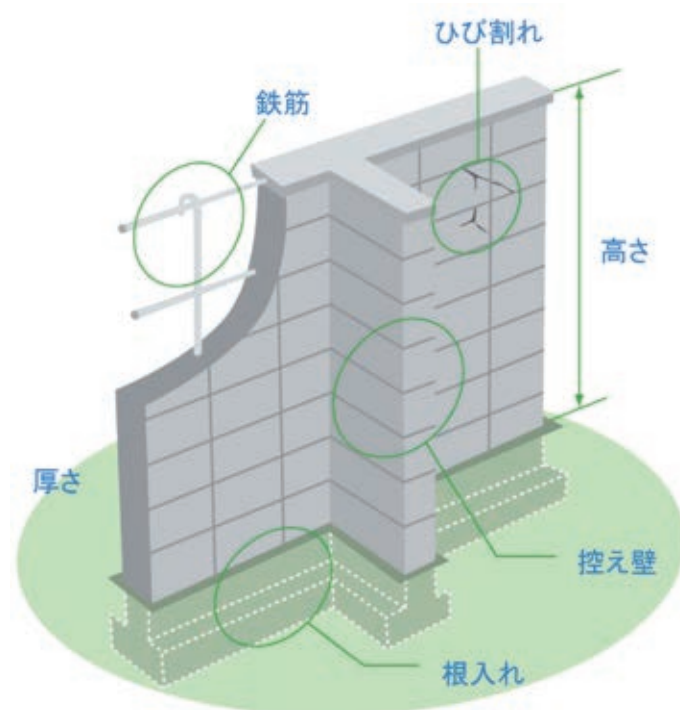


ブロック塀を点検しましょう

平成30年6月18日に発生した大阪府北部の地震では、ブロック塀の倒壊による死亡事故がありました。国土交通省において、ブロック塀の安全対策のためのチェックポイントを作成しましたので、塀の所有者の方は下記を参考に、ブロック塀の安全点検に取り組むようにお願いします。

ブロック塀の点検のチェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。まず外観で1～5をチェックし、不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。



出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」 日本建築防災協会 2013.1より一部改

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- ☐ 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か。
- ☐ 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか。
- ☐ 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- ☐ 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。
＜専門家に相談しましょう＞

- ☐ 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。
(塀の高さが2m超 2.2m以下の場合は15cm以上)
- ☐ 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- ☐ 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。
- ☐ 6. 塀に鉄筋が入っているか
＜専門家に相談しましょう＞
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。
(塀の高さが1.2m超の場合)

点検の結果、危険性が確認された場合は、建築士や専門業者に相談し、速やかに付近通行者への注意表示・補修・撤去などの対応をお願いします。

また、避難路に面した危険性のあるブロック塀の撤去などには、補助制度があります。詳しくは住宅課 建築係(☎880-6558)まで

狭い道を広げませんか？

狭(きょう)あい道路 整備等促進事業



敷地が2項道路※に面しており、「建物の新築・増改築や塀などの改築の予定がある」、「敷地前の道路を広げたい」などのご検討をされている方は、都市整備課までご相談ください。

※2項道路とは、建築基準法第42条第2項に規定する、県知事が指定した幅4メートル未満の道路です。2項道路にあたるかどうか不明な場合は、都市整備課までお問い合わせください。

事業の概要

安全・安心な住みよいまちづくりに向けて、幅4メートル未満の2項道路に面した敷地を寄付していただいた場合に、市が道路の拡幅整備を行います。



要件

- ・南国市立地適正化計画で定める「居住誘導区域」内、または大規模指定集落などの「集落拠点周辺エリア」内における、2項道路の後退用地であること。
- ・道路後退用地を市に寄付していただけること。
- ・寄付していただける用地の、相続登記の完了や抵当権の一部抹消が確実に見込めること。
- ・敷地の境界に問題がないこと。

注意事項

道路拡幅部分の測量・分筆・登記などに要する費用や、舗装などの道路整備にかかる工事費用は市が負担しますが、工期は市のスケジュールに合わせていただきます。

なお、予算の都合上、年度の途中で受付を締め切る場合があります。

■問い合わせ／都市整備課 都市計画係 ☎880-6582